

# 和歌山には、全国には、どんな NPO 法人が多いの？

わかつく 249号では和歌山県内の NPO 法人数の推移をみました。もうひとつ、NPO 法人に関して多い質問は「和歌山県内の NPO 法人はどのような活動をおこなっているの？」というものです。内閣府 NPO ホームページに掲載されている統計データから探ってみました。

**NPO 法人の「活動分野」とは**

NPO 法人がおこなう活動は、特定非営利活動促進法(NPO法)で定められている20の活動分野のうち、1つ以上に合致することが求められています。また NPO 法で定められている20分野のうち、どの分野に合致する活動をとおこなうのかを法人の定款に記載することも必要です。

NPO 法のどの分野に合致するかは、NPO 法人がおこなう事業をもとに法人が定款に記載します。いわば「自己申告」が原則です。例えば子育て支援をおこなう場合は「学術・文化・芸術・スポーツ」のほか「社会教育」「まちづくり」などに当てはまるとみられます。地域の文化を継承する活動をおこなう場合は「学術・文化・芸術・スポーツ」のほかに「社会教育」「まちづくり」などに当てはまるとみられます。

このように NPO 法で定める単一の活動分野にとどまらないことが多いことから、ほとんどの NPO 法人は複数の活動分野を定款に記載しています。

この活動分野については、NPO 法人を所管する都道府県や政令市が統計をとっており、月次の集計データが内閣府 NPO ホームページで公開されています。この統計情報を見ることで、どのような

活動分野が多いのか、傾向をつかむことができます。

**NPO 法人の定款構成例**

(名称) 第1条 この法人は、特定非営利活動法人●●●●●という。  
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を●●●●●に置く。  
(目的) 第3条 この法人は、●●●●●に対して、●●●●●に関する事業をおこない、●●●●●に寄与することを目的とする。  
(特定非営利活動の種類)  
第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。  
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動  
(2) 社会教育の推進を図る活動  
(3) まちづくりの推進を図る活動  
(事業の種類)  
第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 地域福祉の増進に関する事業  
(2) 住民の生涯学習に関する事業  
(3) ……

この条文に、NPO 法 20 分野のなかからおこなう分野を選択し、記載する必要があります。

下の表は、和歌山県が認証している NPO 法人が定款でおこなうことを掲げている「NPO 法に定める活動分野」の数を集計し、県全体の NPO 法人総数に占める割合を5年ごとに集計したものです。最新の今年9月末時点のデータには、内閣府がまとめている、全国の NPO 法人が掲げている活動分野の数を参考として付記しています。

過去20年にわたって上位5分野は、順位の変わりはない。和歌山県の変動はあるものの同じ分野が占めており、和歌山県内では福祉やまちづくりが最も多い。全国的に見ても、福祉やまちづくりに関する活動をおこなっている NPO 法人が多い傾向がわかります。

和歌山県内の NPO 法人が定款で掲げている活動分野の上位は①保健・医療・福祉②まちづくり、③子どもの健全育成④団体の運営や活動に関する連

大きな傾向は20年変わらず

この傾向は全国的にみても、和歌山県は全国的にみても、福祉やまちづくりに関する活動をおこなっている NPO 法人が多い傾向がわかります。

全国的にみても、和歌山県は全国的にみても、福祉やまちづくりに関する活動をおこなっている NPO 法人が多い傾向がわかります。

全国的にみても、和歌山県は全国的にみても、福祉やまちづくりに関する活動をおこなっている NPO 法人が多い傾向がわかります。

全国的にみても、和歌山県は全国的にみても、福祉やまちづくりに関する活動をおこなっている NPO 法人が多い傾向がわかります。

上位5分野以外の活動分野の傾向

NPO 法人の活動分野は、NPO 法施行当初は11分野となっていました。その後の法改正で17分野になり、現在は20分野に拡大されています。また、既存の活動分野のなかでも名称が一部変更されているものがあります。

NPO 法人制度と市民の社会貢献意識の広がり、社会情勢の変化が反映されているものと思われる。

全国的にみても、和歌山県は全国的にみても、福祉やまちづくりに関する活動をおこなっている NPO 法人が多い傾向がわかります。

地方独自の活動分野も

NPO 法人は原則として都道府県や政令市が所管していますが、地方分権の一環として「地域防災活動」「障がい者の自立と共生社会の実現を図る活動」「多文化共生社会づくりの推進を図る活動」の3つの活動分野を独自に制定しています。

また、鳥取県では「鳥取県の活力及び魅力を創造する活動」を独自に制定しています。

また、鳥取県では「鳥取県の活力及び魅力を創造する活動」を独自に制定しています。



## 和歌山県内の NPO 法人が掲げる活動分野の推移

和歌山県内の NPO 法人が定款で掲げる「NPO 法で定められている NPO 法人の活動分野」ごとに、法人数割合の推移を5年ごとにまとめたものです。参考として2020年9月末時点の全国の総合計を付記しています。データ出典：内閣府 NPO ホームページ

●「-」はその時点では法律に掲げられていなかった活動分野です。●法律の改正にともなって活動分野の表現が当初から変わっているものがあります。●「前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」は当該地域に条例がある場合に限り有効となる活動分野です。

法律で定めるNPO法人の活動分野	法人数	和歌山県					
		2020年9月	2020年9月	2015年9月	2010年9月	2005年9月	2000年9月
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	51031	388	382	310	168	13	
社会教育の推進を図る活動	58.6%	68.3%	64.9%	66.5%	64.9%	84.6%	
まちづくりの推進を図る活動	48.5%	57.5%	55.2%	56.1%	59.5%	61.5%	
観光の振興を図る活動	44.3%	66.0%	66.0%	65.5%	63.7%	69.2%	
農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	7.1%	13.7%	8.4%	-	-	-	
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	5.8%	11.9%	8.6%	-	-	-	
環境の保全を図る活動	35.0%	49.0%	46.1%	47.4%	47.0%	30.8%	
災害救援活動	26.0%	41.5%	41.9%	42.6%	40.5%	38.5%	
地域安全活動	8.6%	16.5%	16.8%	14.2%	10.7%	0.0%	
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	12.2%	27.3%	27.5%	24.5%	22.6%	7.7%	
国際協力の活動	16.9%	30.9%	31.2%	32.3%	31.0%	23.1%	
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	19.3%	19.3%	20.2%	20.0%	20.2%	23.1%	
子どもの健全育成を図る活動	9.3%	17.3%	16.2%	17.4%	16.1%	7.7%	
情報化社会の発展を図る活動	46.1%	61.9%	56.5%	56.8%	58.9%	53.8%	
科学技術の振興を図る活動	11.3%	18.3%	17.8%	17.7%	15.5%	-	
経済活動の活性化を図る活動	6.0%	9.5%	10.7%	9.0%	7.7%	-	
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	17.5%	31.2%	31.2%	29.0%	19.0%	-	
消費者の保護を図る活動	25.8%	38.4%	37.4%	33.2%	24.4%	-	
前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	5.8%	8.2%	10.2%	11.0%	7.1%	-	
前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	45.6%	60.1%	59.2%	61.0%	64.3%	76.9%	
前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	0.6%	3.9%	3.7%	-	-	-	

また鳥取県では「鳥取県の活力及び魅力を創造する活動」を独自に制定しています。

ただこのような事例はごく少数で、大多数の自治体が独自の活動分野を制定していません。NPO 法人がおこなう活動は、NPO 法で定められている既存の活動分野に概ね含めることができるとが主な要因とみられます。

◆ NPO の役割が注目された大きな出来事のひとつが阪神・淡路大震災であったことから、防災・被災地支援に関する活動をおこなっている NPO 法人

◆ 「地域防災活動」「障がい者の自立と共生社会の実現を図る活動」「多文化共生社会づくりの推進を図る活動」の3つの活動分野を独自に制定しています。

◆ 「わかつく」249号でもご紹介しましたが、最近和歌山県内でも NPO 法人を設立しようという動きが増えています。NPO のような「テーマ型組織」と、自治会などの「地域型組織」が縦糸と横糸のような関係で地域を織りなすような豊かな地域になることを願っています。(志場久起)

今年も「和歌山を創る新聞・わかつく」をご覧いただき、ありがとうございました。「わかつく」252号は2021年1月8日付の予定です。